

宇市監告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、宇土市長及び宇土市教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知（監査委員意見に対する取組み状況等について）があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を別冊のとおり公表します。

令和4年3月31日

宇土市監査委員 尾沢 安治郎

宇土市監査委員 柴田 正樹

備考 別冊は、監査委員事務局に備え付けてあります。